

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（5） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和6年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・太田 敬子・小山 育美・菊池 将伸 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	199-211
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020） / 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（５）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和６年） —

根岸 隆史

太田 敬子

小山 育美

菊池 将伸

（行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- （１）森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化
- （２）食料・農業・農村基本法の改正と新たな基本計画
- （３）国土強靱化実施中期計画の策定
- （４）健康保険証の存続
- （５）政治資金規正法の改正

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、これまでの「地方議会からの意見書（１）、（２）、（３）、（４）」¹に続き、令和６年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する²。

¹ 根岸隆史・加藤智子・伴野誠人・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 474（令7. 4. 14）、根岸隆史・伴野誠人・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 475（令7. 4. 25）、根岸隆史・太田敬子・伴野誠人・伊藤綾音・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 476（令7. 7. 14）、根岸隆史・日下祐子・太田敬子・小山育美・菊池将伸「地方議会からの意見書（４）」『立法と調査』No. 480（令7. 12. 2）

² 本稿は令和８年１月９日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

(1) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化

主な要望事項

- 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れた優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスエネルギーの利用促進等による木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保等に必要な支援を充実・強化すること。

我が国の森林面積（2,502万ha）は国土の約3分の2を占め、その4割（1,009万ha）が人工林となっている。人工林の6割（644万ha）が50年生を超えて利用期を迎えており³、この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが求められている。

森林・林業政策については、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）において、「森林の有する多面的機能⁴の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」という基本理念が定められており、その実現に向け、各般の施策が講じられている。

令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を基本的な方針として掲げ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラル⁵も見据えた豊かな社会経済を実現することとし、森林資源の適正な管理・利用、新技術を活用した「新しい林業」⁶の展開、木材産業の競争力の強化等に取り組むこととされた。

森林・林業基本計画等を踏まえ、政府は、森林整備事業や治山事業として、間伐や主伐後の再造林、令和6年能登半島地震で得られた教訓等を踏まえた避難路を保全する治山対策の強化などによる国土強靱化に向けた取組を推進している。森林整備事業については、令和6年度に当初予算1,254億円、補正予算506億円、7年度に当初予算1,256億円、補正予算523億円、治山事業については、6年度に当初予算624億円、補正予算310億円、7年度に当初予算625億円、補正予算340億円がそれぞれ計上された⁷。

³ 林野庁「森林資源の現況（令4.3.31現在）」

⁴ 水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる「公益的機能」と、「木材等生産機能」がある。

⁵ 令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。その吸収源としての森林の役割が期待されており、令和5年度の二酸化炭素吸収量のうち森林の吸収量は、伐採された木材製品の形で長期間炭素が貯蔵される効果も含め、8割以上を占める（林野庁『令和6年度森林・林業白書』50頁）。

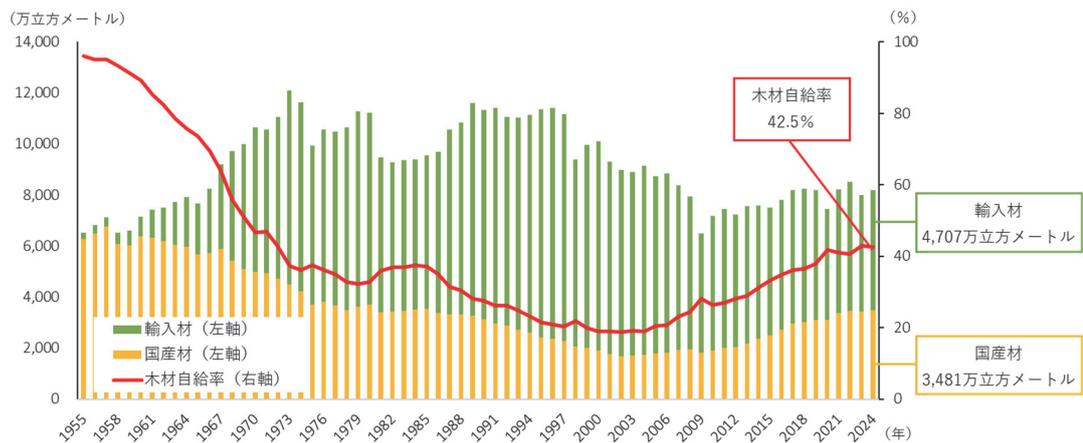
⁶ 林業では、厳しい自然条件下での人力作業が多く、木材販売収入に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高いため、伐採後に再造林される割合が低くなっている。このため、新技術を活用した機械化・デジタル化や、成長に優れたエリートツリー等の導入等により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現が目指されている（林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」（令8.1）21頁）。

⁷ 令和7年12月、森林整備事業に1,271億円、治山事業に628億円を計上する令和8年度予算の政府案が閣議決

また、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策として、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下まで⁸の森林・林業・木材産業政策の総合的な推進に取り組んでおり、エリートツリー等の苗木の安定供給や木材加工流通施設の整備による生産基盤の強化、建築用木材の利用実証による都市の木造化等を促進、木質バイオマス利用環境の整備等による木材需要の拡大、新規就業者への体系的な研修の実施などに向けた各種支援を行っている。加えて、森林・林業基本計画及び「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、ICT等を活用して資源管理・生産管理を行うスマート林業、先端技術を活用した自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証が進められている。

このような取組の状況を踏まえ、政府は、森林資源の循環利用を一層進めるため、CLT⁹等を活用した中高層木造ビルの建設などの新たな国産材需要の拡大を図るとともに（国産材の供給状況について図表1参照）¹⁰、小規模で分散した森林の集積・集約化¹¹やスマート林業の推進などにより林業の生産基盤を強化させることとしており、こうした施策の具体的な方向性を定める新たな森林・林業基本計画を令和8年6月頃を目途に策定すべく検討を進めている¹²。

図表1 木材供給量及び木材自給率の推移



(出所) 林野庁「木材需給表」を基に筆者作成

このほか意見書では、森林環境譲与税の譲与基準の見直し、スギ人工林の植替えの推進、広葉樹林業の振興、森林・山村地域の活性化などの要望事項も見られた。

定された。

⁸ 川上は「森林組合、素材生産事業者、自伐林家等」、川中は「製材事業者、合板事業者等」、川下は「木材需要者」が挙げられる（林野庁「令和7年度林野関係予算の重点事項」（令6.12）参考資料3頁）。

⁹ CLT（Cross Laminated Timber、直交集成板）は、コンクリートに比べて施工が早い、軽い、断熱性が高いという利点があり、非住宅・中高層建築物での木材利用拡大において注目されている（前掲注5 51頁等）。

¹⁰ 森林・林業基本計画では、令和12年における国産材の供給量（利用量）の目標を4,200万立方メートルとしている。同年における総需要量の見通し8,700万立方メートルで除して算出した木材自給率は48.3%となる。なお、政府は国産材（丸太、製材、合板等）の輸出促進を進めており、令和6年における輸出量は208.5万立方メートルで10年前と比較して3倍以上となっている（農林水産省「木材輸出をめぐる状況」（令7.6）17頁）。

¹¹ 森林所有者の世代交代・不在村化、未登記等により森林整備が進みにくい状況にあることから、森林経営管理法（平成30年法律第35号）が制定され、手入れが行き届かない森林について市町村が所有者に代わって民間の林業経営者などに管理を委託できる制度が創設された。令和7年5月に同法の改正法が成立し、森林の集積・集約化を進める新たな仕組み、市区町村の事務負担軽減措置等が導入された。

¹² 第219回国会参議院農林水産委員会会議録第1号3頁（令7.11.18）

(2) 食料・農業・農村基本法の改正と新たな基本計画

主な要望事項

- 食料・農業・農村基本法の改正に当たっては、食料安全保障¹³の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など、輸入に依存しない国内自給を基本とすること。
- 新たな基本計画の策定については、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策や予算措置を図るなど、食料自給率の向上に努めること。

食料・農業・農村政策は、現在、大きな転換期を迎えている。世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による異常気象の頻発、地政学的リスクの高まり等により世界の食料生産・供給は不安定化している一方、我が国では、長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、新興国が台頭した結果、世界での我が国の相対的な経済的地位が低下し、必要な食料や農業生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。また、食料やエネルギーの価格高騰、農業者の減少・高齢化、農村におけるコミュニティの衰退、人口減少に伴う国内市場の縮小に加え、SDGsへの取組や対応等、我が国の食料安全保障に関わる情勢が大きく変化し、課題が顕在化してきている。

こうした背景の下、令和6年、四半世紀ぶりに我が国の農政の基本的な方針を定める食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）が改正された¹⁴。改正後の基本法では、国民一人一人の食料安全保障を基本理念の柱として位置付けるとともに、環境と調和のとれた食料システム¹⁵が新たな基本理念として明記された。特に食料安全保障の確保については、国内の農業生産の増大を基本とした安定的な輸入・備蓄の確保のほか、農業生産基盤等の確保のための輸出促進や、合理的な費用を考慮した価格形成等が規定された。

基本法の改正を受け、令和7年4月には食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。新たな基本計画は、基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能¹⁶の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の実現に向けて、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、

¹³ 良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態をいう。

¹⁴ 政府提出の基本法改正案は、多収化に資する新品種の導入等を施策として明記する旨の修正が行われ、同年5月に成立、6月に施行された。関連法として、同年、不測時の食料安全保障の強化のため、米・小麦等が大幅に不足する事態等において政府対策本部を設置する等の措置を定める食料供給困難事態対策法、農地の総量確保と適正・有効利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の改正法、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律、翌7年には、農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法等の改正法、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進するためのいわゆる食料システム法が成立している。

¹⁵ 食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。

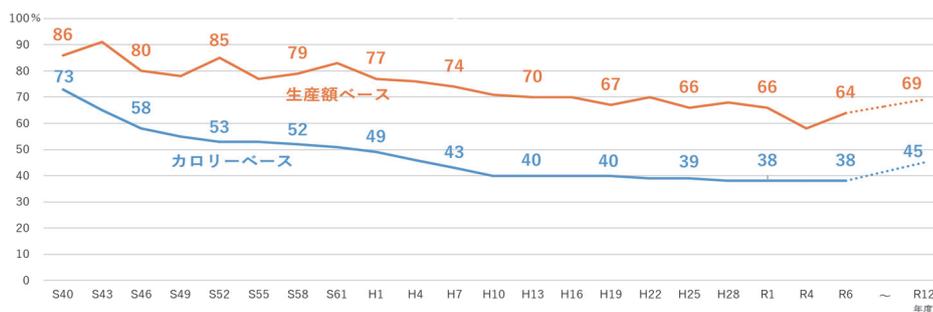
¹⁶ 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能がある。

平時からの食料安全保障を実現する観点から、その計画期間を5年とし、初動5年間¹⁷で農業の構造転換を集中的に推し進めるとした。さらに、基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPI（重要業績評価指数）を設定¹⁸し、少なくとも年1回、目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを実施するとされた。

また、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月閣議決定）において、「新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る」としている。なお、政府は、新基本計画推進集中対策として令和6年度補正予算に3,037億円、農業構造転換集中対策として7年度当初予算に244億円、同年度補正予算に2,410億円を計上している¹⁹。

食料自給率²⁰については、カロリーベース（供給熱量ベース）及び生産額ベースともに、平成10年頃からおおむね横ばいで推移しており（図表2参照）、新たな基本計画では、令和12年度の目標値としてカロリーベースが45%、生産額ベースが69%としている²¹。高市内閣総理大臣は、食料自給率について、できる限りその向上を図ることが重要であり、自給率100%を達成するには現在の約3倍の農地が必要という制約もあるが、最終的には、農地、全ての田畑に加えて植物工場などの活用や飼料の自給率を上げながら100%を目指していきたいとの強い思いがあるとしている²²。

図表2 食料自給率の推移及び今後の目標値



（出所）農林水産省「日本の食料自給率（2. 食料自給率の推移）」及び「新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI」を基に筆者作成

¹⁷ 農業構造転換集中対策期間（令和7～11年度）

¹⁸ 目標年度（令和12年度）における主な値として、食料自給率のほか、49歳以下の担い手数（現在の水準（4.8万人（令和5年））を維持）、農地面積（412万ha：令和6年度に比べて15万haの減少にとどめる）、農林水産物・食品の輸出額（5兆円：令和6年度に比べて3.5兆円増加）等が設定された。

¹⁹ 令和7年12月、農業構造転換集中対策に494億円を計上する令和8年度予算の政府案が閣議決定された。

²⁰ 国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標

²¹ 新たな基本計画では、カロリーベース及び生産額ベースの食料自給率に加えて、摂取熱量ベースの食料自給率を新たな目標として設定している（令和6年度46%、令和12年度目標53%）。

²² 第219回国会参議院本会議録第4号5～6頁（令7.11.6）、鈴木農林水産大臣記者会見概要（令7.11.11）

(3) 国土強靱化実施中期計画の策定

主な要望事項

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨、豪雪等の災害の状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分確保した国土強靱化実施中期計画を令和6年度内に策定すること。

近年、気候変動に伴い、地震や台風などの自然災害が激甚化・頻発化しており、今後も南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生が予測され深刻な被害が想定される中（図表3参照）、その被害を最小限に抑えるための早急な対策が求められている。政府は、東日本大震災を始めとする大災害の教訓を踏まえ、災害に対する事前の備えとして、強さとしなやかさを備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指し、国土強靱化の取組を進めている。

図表3 大規模地震による被害想定

	南海トラフ 巨大地震	首都直下 地震	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	
			日本海溝モデル	千島海溝モデル
死者数	最大 約29.8万人	最大 約1.8万人	最大 約19.9万人	最大 約10万人
全壊・ 焼失棟数	最大 約235万棟	最大 約40万棟	最大 約22万棟	最大 約8.4万棟
経済的被害	約270兆円	約83兆円	約31.3兆円	約16.7兆円
	資産等の被害 約225兆円 経済活動への影響 約45兆円	資産等の被害 約45兆円 経済活動への影響 約38兆円	資産等の被害 約25.3兆円 経済活動への影響 約6兆円	資産等の被害 約12.7兆円 経済活動への影響 約4兆円

(出所) 中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「報告書説明資料」(令7.12.19)、中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「報告書説明資料」(令7.3.31)、中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ「報告書」(令4.3.22)、内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化を進めよう！」(令7.8)を基に筆者作成

政府は、国土強靱化基本法²³に基づく国土強靱化基本計画²⁴を踏まえ、平成30年度から令和2年度の3年間には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。)を、令和3年度から7年度の5年間には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。)を実施した。その取組は相次ぐ豪雨災害や令和6年能登半島地震等において着実に効果を発揮しており、被害・損害の軽減や早期の応急対応・復旧・復興に

²³ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

²⁴ 平成26年6月閣議決定。その後、平成30年12月、令和5年7月に改定された。

貢献している²⁵。なお、令和7年度を最終年度とする5か年加速化対策においては、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について、重点的・集中的に対策を講じてきており、5年間の事業規模は累計で約15.6兆円（令和7年5月時点）となっている。

令和5年6月の国土強靱化基本法改正により、国土強靱化実施中期計画が法定化され、中長期的な施策と事業規模の見通しを持って進めていく法的な枠組みが措置された。政府は、5か年加速化対策期間完了後も継続的・安定的に切れ目なく防災・減災、国土強靱化に取り組むため、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定。以下「実施中期計画」という。）を策定し、計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間とした。計画期間内に実施すべき施策を326施策、そのうち114の施策を「推進が特に必要となる施策」とし、事業規模は5年間でおおむね20兆円強を目途としている。なお、国土交通省は、実施中期計画内の主要施策として、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に増加していく中、予防保全型メンテナンスへの早期転換に向けた対策の重要性を挙げており、7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故²⁶を受け、上下水道施設の戦略的維持管理・更新を進めていくとしている。また、人口減少等を背景とした課題への対応として、i-Construction2.0の推進による建設現場の省人化や建設業の担い手確保に取り組むとしている²⁷。

また、実施中期計画と同時期に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月閣議決定）によれば、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する」こととされている。なお、政府は、国土強靱化関連予算として、令和6年度当初予算に5兆2,201億円、同年度補正予算に2兆2,035億円、7年度当初予算に5兆3,451億円、同年度補正予算に2兆5,095億円を計上している²⁸。

このほか意見書では、道路の整備・管理に係る新たな財源の創設及び予算の確保、災害に強い道路ネットワーク整備の推進、予防保全による道路メンテナンスへの早期移行に必要な技術的支援の拡充及び予算の確保、通学路等の交通安全対策の強化・推進及び冬期の安全な道路交通確保に必要な予算の確保、国の地方整備局を含む現場に必要な人員の確保及び体制の充実などの要望事項も見られた。

²⁵ 3か年緊急対策や5か年加速化対策等によって災害時に効果を発揮した事例は、効果発揮事例・取組事例集としてまとめられ、紹介されている（内閣官房ウェブサイト〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/koukahakkijirei.html〉）。

²⁶ 令和7年1月28日に埼玉県八潮市の県道で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没が発生し、この事故により、トラック運転手1名が巻き込まれて死亡したほか、約120万人に対して下水道の使用自粛が要請されるなど、広範な影響が生じた。

²⁷ 国土強靱化推進本部（第23回）（令7.6.6）議事録4～5頁

²⁸ 令和7年12月、国土強靱化関連予算に5兆3,510億円を計上する令和8年度予算の政府案が閣議決定された。

(4) 健康保険証の存続

主な要望事項

- 安心して医療を受けられるよう、健康保険証を存続させること。

マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象として、社会保障・税・災害対策の分野で、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会を実現するための制度とされている。医療等情報の利活用については、高い機微性に留意して適切に行われる必要がある一方で、質の高い医療等の提供や健康管理に役立つだけでなく、蓄積されたデータを活用することで医学研究の発展や医療の高度化など社会全体の利益にもつながるとされる²⁹。

平成27年9月にマイナンバー法³⁰が改正され、健診データの管理等といった医療等分野におけるマイナンバーの利用・情報連携の範囲が拡充された。令和3年10月には、保険医療機関・薬局で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格情報をマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）又は健康保険証の記号番号によりオンラインで確認するオンライン資格確認³¹の本格運用が開始され、5年4月からは保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入が原則義務化³²された。

令和5年6月に成立した改正法³³では、健康保険証を廃止するとともにマイナンバーカードと健康保険証を一体化³⁴し、マイナンバーカード非保有者等が必要な保険診療等を受けられるよう資格確認書³⁵の発行が定められた。しかし、マイナンバー情報が他人の健康保険証情報等と紐付けられるといった誤りが多数確認された。このため、政府が同月にマイナンバー情報総点検本部を設置し個別データの総点検を行った結果、健康保険証情報の紐付け誤りが8,695件判明したが³⁶、12月には全てのデータの点検が終了し、マイナンバー

²⁹ 厚生労働省は、保健・医療・介護の各段階の情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を推進し、より良質な医療やケアを受けられるように、医療DXを推進しており、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化（公費負担医療・地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認）等の取組を進めている。

³⁰ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

³¹ 直近の資格情報等が確認でき、手入力の手間等の事務コストが削減できる。またマイナンバーカードで本人確認を行うことで保険医療機関・薬局にて診療等の情報が閲覧でき、より良い医療を受けられる環境となる。

³² マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合、マイナポータル上の資格情報画面、持参された保険証、被保険者資格申立書等により資格確認を行い、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求めることとされた（厚生労働省通知「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について（保発0710第1号）」（令5.7.10）。

³³ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）

³⁴ マイナ保険証のメリットとして、データに基づくより良い医療が受けられること、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払が免除されること、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできること、医療現場で働く人の負担を軽減できることが挙げられている。

³⁵ 医療保険者により発行され、当初は本人の申請に基づき交付することとされていたが、当分の間、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない者等に申請不要で交付し、マイナンバーカードでの受診等が困難な者等については申請により交付することとされた。

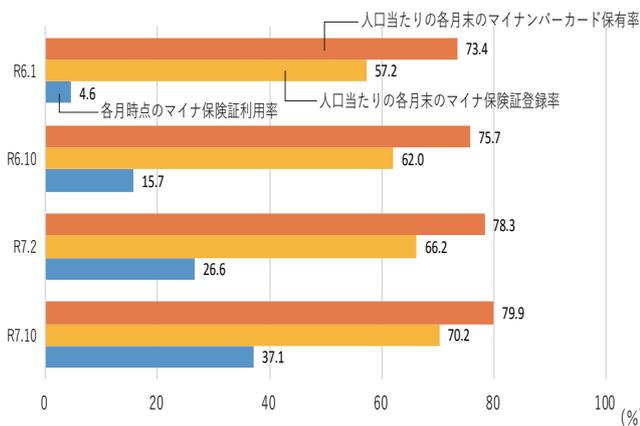
³⁶ マイナンバー情報総点検本部（第6回）（令6.1.16）資料4頁。健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ登録済みデータ全体について住民基本台帳情報との突合が実施され、

カードと健康保険証の一体化について改正法が施行された。これにより、6年12月2日以降は新たに健康保険証が発行されなくなり、7年12月2日以降は全ての健康保険証が有効期限切れとなった³⁷。

マイナ保険証の利用率（マイナ保険証利用件数／オンライン資格確認利用件数）については、図表4のとおり増加傾向にあるものの、令和7年10月時点においてもマイナンバーカード保有率とマイナ保険証登録率に比べて低い水準にとどまっており、37.1%³⁸となっている。また、年齢階層別の利用率では、図表5のとおり20歳未満・75歳以上では低い傾向が確認されている³⁹。

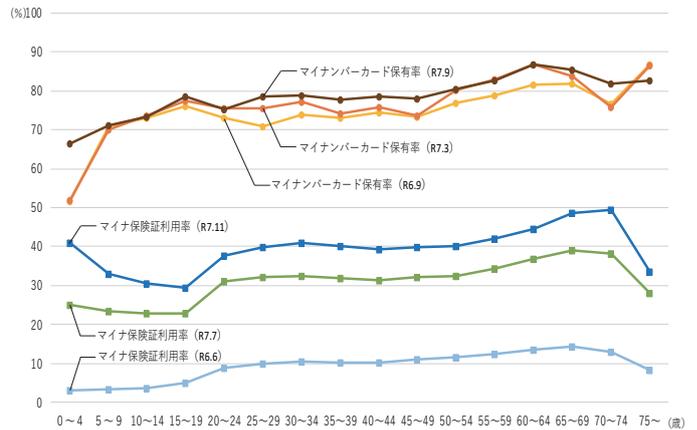
意見書では、健康保険証情報の紐付け誤り等のトラブル、マイナンバーカード取得の事実上の義務化、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなることなどへの懸念も示された。

図表4 マイナ保険証利用率等の推移



(出所) 社会保障審議会医療保険部会 (第208回) (令7.12.18) 資料2等を基に筆者作成

図表5 マイナ保険証利用率等の推移 (年齢階層別)



(出所) 社会保障審議会医療保険部会 (第208回) (令7.12.18) 資料2等を基に筆者作成

総点検後も602件の誤登録が検知された (社会保障審議会医療保険部会 (第196回) (令7.8.28) 資料2 31頁)。厚生労働省は、確認作業終了後の原則全加入者に対する個人番号下4桁の送付のほか、令和6年5月から新たな誤入力チェックシステムにより、登録時に全データについて住民基本台帳情報と突合している。

³⁷ 有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参する患者等が想定されることから、移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、オンライン資格確認システムに資格情報を照合するなどして、患者に対して3割等の一定の負担割合を求める運用は、差し支えないものとされた。この対応は令和8年3月末までとされた (厚生労働省事務連絡「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(令7.6.27))。

³⁸ 社会保障審議会医療保険部会 (第203回) (令7.11.13) 資料3。デジタル庁の令和6年度の調査では、マイナ保険証の利用登録をした人のうち28.7%が健康保険証として利用したことがなく、主な理由は「特に理由はない、なんとなく」(41.6%)、「健康保険証として利用することにメリット・必要性を感じないから」(21.2%)、「そもそもマイナンバーカードを持ち歩かないから」(19.2%)となっている (マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議 (第7回) (令7.3.21) 資料2-1、資料2-2)。

³⁹ 75歳以上の被保険者等への対応については、令和8年7月末まではマイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を交付することとし、今後、マイナ保険証への移行状況等を踏まえて、資格確認書の交付について検討していくとしている (第217回国会衆議院厚生労働委員会議録第26号14頁 (令7.6.18))。また、厚生労働省は、20歳未満のマイナ保険証の利用について、子供はマイナ保険証に加えて地方公共団体の小児医療費助成の受給者証等を提示することが一般的であるため、マイナ保険証の利用促進に向けて、マイナ保険証と公費負担医療・地方単独医療費助成の受給者証の一体化が重要であるとしている。

(5) 政治資金規正法の改正

主な要望事項

- 政治資金問題の全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずること。

我が国では、民主主義の健全な発展のため、政党や政治団体⁴⁰などの政治資金の収支の公開や授受等の規正等を定めた政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、政党に対する国からの助成を定めた政党助成法（平成6年法律第5号）⁴¹が制定されている。政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者⁴²の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、(1)政治団体の届出、(2)政治団体に係る政治資金の収支の公開⁴³、(3)政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正等を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている⁴⁴。

政治資金規正法は、昭和50年に全条文にわたる改正⁴⁵が行われ、55年には政治家個人の政治資金の収支報告の義務付け等を内容とした改正が行われた⁴⁶。さらに、政治改革の一環として平成4年及び6年にも改正がなされており、同改正による会社・労働組合等の団体の政党・政治資金団体等以外への寄附の禁止、公職の候補者への寄附の原則禁止等といった政党中心の政治資金制度の枠組み等は、政治資金制度のベースとなった⁴⁷。近年では、令和5年から6年にかけて、政治資金パーティー収入の収支報告書への不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政

⁴⁰ 政治上の主義若しくは施策を推進・支持・反対すること、特定の公職の候補者を推薦・支持・反対することを活動の本来の目的とする団体及び当該活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。また、次の①から③に該当する団体については、政治資金規正法上、政治団体とみなされる。①政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）、②政治資金団体（政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体）、③特定パーティー開催団体（政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上のもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用される）。

⁴¹ 政党助成制度は、政治資金制度及び選挙制度の改革と軌を一にして創設された。

⁴² 公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者、当該候補者となる者及び公職にある者

⁴³ 政治団体の会計責任者は毎年12月31日現在で収入、支出、資産等を記載した政治資金収支報告書を、主たる活動区域等に応じて総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。国会議員関係政治団体（国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体等）は、収支報告書の提出前に、登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士等）による政治資金監査を受けなければならない。収支報告書はインターネットによる方法等で公表され、収支報告書を2年連続で提出しない政治団体は、設立の届出をしていないものとみなされ、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止される。

⁴⁴ 総務省「政治資金規正法のあらまし」（令7.1）1頁

⁴⁵ 収支の公開の強化、寄附の量的制限の導入、個人献金に対する税制上の優遇措置の創設等

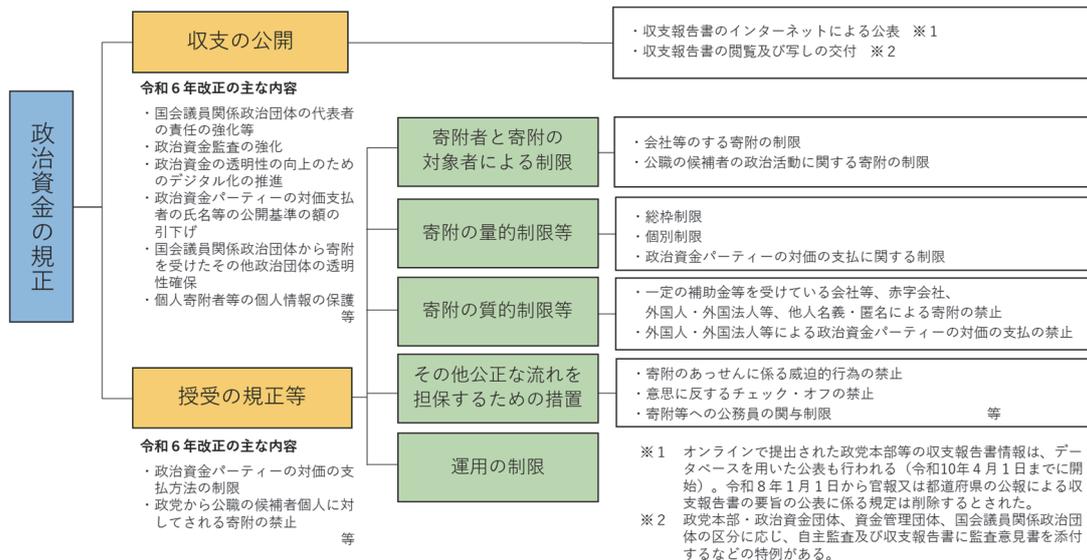
⁴⁶ 政治資金制度研究会編『逐条解説 政治資金規正法〔第二次改訂版〕』（ぎょうせい、平成14年）11～24頁

⁴⁷ 大泉淳一監修『「理論」と「実務」政治資金規正法』（国政情報センター、令和3年）47頁。このほか政治資金パーティー収入について、対価支払者の氏名等を収支報告書に記載する改正も行われ、平成6年の改正では、公開基準が1パーティー当たり20万円超とされた。また、同年、政党助成制度が導入された。

治に対する国民の信頼の回復を図るため、多くの改正案が議員立法により提出され、令和6年6月及び12月にそれぞれ関係する法律の改正法が成立した⁴⁸。同法では、政治資金パーティー収支について、対価支払者の氏名等の公開基準額を5万円超へ引き下げること、対価の支払を口座振込みによる方法へ制限することが盛り込まれた。このほか、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金の監査の強化、政治資金の透明性向上のためのデジタル化の推進、政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止、国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保、個人寄附者等の個人情報保護等の改正が行われた⁴⁹。一方、同法の附則において、今後の検討事項⁵⁰が示された。

政治資金の規正については、図表6のとおりであり、令和6年の収支報告書を総務大臣に提出した団体は2,910団体⁵¹で、収入額（前年からの繰越額を除く。）は937億円（前年比2.9%減）⁵²、支出額は1,042億円（同16.3%増）となっている。また、事業収入269億円（同14.3%減）のうち、政治資金パーティー収入は46億円（同46.7%減）となっている⁵³。

図表6 政治資金の規正の方法



（出所）総務省「政治資金規正法のあらまし」（令7.1）等を基に筆者作成

⁴⁸ 令和6年6月に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）、12月に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）、「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）及び「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）が成立した。改正事項は、原則として8年1月1日以降に順次施行するとされた。

⁴⁹ 総務省「改正政治資金規正法等の概要（令和6年6月及び12月改正）」（令7.5）

⁵⁰ 政党交付金の交付停止等の制限の創設、政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等。なお、企業・団体献金の扱いについては、令和6年度末までに結論を得る旨の申合せが衆議院政治改革に関する特別委員会理事会において行われた。

⁵¹ 内訳は、政党本部11、政党支部164、政治資金団体3、その他の政治団体2,732となっている。なお、令和6年の収支報告書の提出団体数（総務大臣届出分＋都道府県選管届出分）は57,094団体（提出率95.0%）である（総務省「令和6年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分＋都道府県選管届出分）」（令7.12.25））。

⁵² 内訳は、多い順に、その他の収入378億円（政党交付金315億円を含む）、事業収入（機関紙誌の発行収入、政治資金パーティー収入等）269億円、寄附159億円、党費又は会費84億円、本部支部交付金収入36億円、借入金12億円となっている（合計額との不一致は四捨五入による）。

⁵³ 総務省「令和6年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）」（令7.11.28）

2. おわりに

令和6年に参議院において受理した4,888件の意見書について主な要望事項を整理し、「地方議会からの意見書(1)、(2)、(3)、(4)」及び本稿において、以下の25項目の紹介を行った⁵⁴。その内容は、行政の各分野に及ぶ結果となっており、現在の地方公共団体が直面する課題の多様さが現れていると言えよう。

地方議会からの意見書(1)～(5)(令和6年)で紹介した項目

地方議会からの意見書(1)

- ①保育士の処遇改善等
- ②地方財政の充実・強化
- ③地方議会議員の厚生年金への加入
- ④国の補足的な指示権を拡充する地方自治法改正案の慎重審議等
- ⑤刑事訴訟法の再審規定の改正

地方議会からの意見書(2)

- ①選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の法制化
- ②女子差別撤廃条約選択議定書の批准
- ③イスラエル・パレスチナ情勢への対応
- ④核兵器禁止条約への署名・批准
- ⑤日米地位協定の見直し

地方議会からの意見書(3)

- ①義務教育費国庫負担制度の拡充、少人数学級と教職員定数改善の推進
- ②学校給食費の無償化
- ③教育費負担の軽減に向けた教育予算の確保・拡充
- ④私学助成の充実強化等
- ⑤高齢基礎年金等の支給額の引上げ、公的年金制度における脱退一時金の是正

⁵⁴ 令和元年から5年までの間に参議院が受理した意見書全体の概観等については、松本一将「地方議会からの意見書(令和元年～5年)―国会への要望の背景―」『立法と調査』No.471(令6.12.10)参照。また、令和5年の意見書における主な要望事項等については、加藤智子・伴野誠人・嵯峨惇也・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No.466(令6.4.26)、同「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No.468(令6.7.25)、根岸隆史・伴野誠人・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No.469(令6.9.20)、根岸隆史・加藤智子・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No.470(令6.11.1)、根岸隆史・加藤智子・伴野誠人・菅谷隆司「地方議会からの意見書(5)」『立法と調査』No.471(令6.12.10)参照

地方議会からの意見書(4)

- ①介護報酬の改定見直し
- ②生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）等の推進
- ③補聴器の積極的な活用への支援等
- ④国民健康保険における国庫負担の増額等
- ⑤若者の市販薬オーバードーズ防止対策の強化

地方議会からの意見書(5)

- ①森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化
- ②食料・農業・農村基本法の改正と新たな基本計画
- ③国土強靱化実施中期計画の策定
- ④健康保険証の存続
- ⑤政治資金規正法の改正

(ねぎし たかし、おおた けいこ、おやま いくみ、きくち まさのぶ)